

2. あなたを支える制度

～安心して医療・介護を受けるために～

(1) 医療費の負担軽減

1. 高額療養費制度

- 医療機関や調剤薬局に支払った医療費（※）が、1か月に一定額を超えた場合、申請するとその超えた額が戻ってきます。なお、ここでいう「1か月」とは、その月の1日～末日までのことです。

（※医療費には、食事代や差額ベッド代、保険診療対象外の費用は含みません）

- 自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。また、皆さんが加入している医療保険の種類によって異なります。

【手続き】 加入している医療保険の窓口

2. 限度額適用認定証

- 限度額適用認定証は、被保険者が治療を受ける場合の医療費の自己負担を示すものです。あらかじめ手続きをとり、医療機関の窓口へ資格確認書とともに提示することによって、1か月の窓口負担が（1医療機関ごと）自己負担限度額までとなります。ここでいう「1か月」とは、その月の1日～末日までのことです。申請した月の1日から有効となります。
- なお、市町村民税非課税者には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行され入院時の食事代も減額になります。
- オンライン資格確認を導入している医療機関等においてマイナ保険証を利用する場合は、事前の手続きなく医療機関等での支払いが自己負担上限額までとなります。

【手続き】 加入している医療保険の窓口

3. 医療費の控除

- 医療費控除は、一定額以上の医療費を支払ったときに、税務署に確定申告を行うことにより、いったん支払った所得税が一部還付される制度です。
前年（1月1日～12月31日）に支払った医療費の自己負担限度額の総額が、10万円を超えた場合、または、合計所得金額（世帯合算）の5%を超えた場合（どちらか少ない額）、最高200万円まで医療費控除が受けられます。

【手続き】 申請者の住所を管轄する税務署

4. 小児慢性特定疾病医療費助成

- 小児がんなど小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患儿家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成される制度です。
- 対象は18歳未満の児童（ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満の者も対象）です。

- 対象疾病は、白血病、リンパ腫、腫瘍などの悪性新生物を含む 16 疾病群 801 疾病です。
(令和8年7月現在)
- 「一部負担額」は、健康保険の自己負担分(2割)と「月額自己負担上限額」を比較し、少ない額です。
- 世帯の市町村民税額に応じて、「月額自己負担上限額」を決定します。
(月額自己負担上限額:0円~15,000円)
- 制度の詳細は、「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページをご覧ください。
※申請については、主治医にご相談のうえ、下記申請窓口にお問い合わせください。

【申請窓口】申請者(保護者)の住所を管轄する厚生センター及び支所
ただし富山市にお住まいの方は、富山市保健所



5. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

- B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変(非代償性肝硬変)患者の医療費を助成する制度です。県の指定医療機関における肝がん・重度肝硬変による医療費について、高額療養費の限度額を超えた月が過去24か月において既に1か月以上ある場合、2か月目から月額自己負担上限額が1万円となるように助成を受けることができます。
- 下記全てを満たす方が対象です。
 - ・B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変と診断された方
 - ・世帯年収が約370万円未満の方
 - ・厚生労働省の肝がん・重度肝硬変治療研究に協力することに同意される方
- 参加証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が1か月以上あることが必要です。
※申請については、主治医にご相談のうえ、下記申請窓口にお問い合わせください。

【申請窓口】申請者の住所を管轄する厚生センター及び支所
ただし富山市にお住まいの方は、富山市保健所

6. ひとり親家庭等医療費助成制度

- 父親、母親、養育者が、ひとりで子どもを育てている家庭の医療費の自己負担を助成する制度です。
- 子どもが18歳に達するまで、自己負担額(保険適用分)が減らされます。
- 市町村によって所得制限を設けたり、支給要件が異なることがあるので注意が必要です。
詳しくは、各市町村の福祉担当窓口までお尋ねください。

【手続き】各市町村の福祉担当窓口